

IASB Update 2017 年 7 月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。基準、修正及び解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2017 年 7 月 18 日（火）と 19 日（水）に英国ロンドンの IFRS 財団の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- [保険契約](#)
- [IFRS 基準の適用及び維持管理](#)
- [重要性の実務記述書](#)
- [負の補償を伴う期限前償還要素及び金融負債の条件変更](#)
- [料金規制対象活動](#)
- [のれんと減損](#)

保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

2017 年 7 月 18 日に、審議会は IFRS 第 17 号「保険契約」の導入の支援に関する投資者及びアナリストを対象とした活動に関するアップデートを受けた。このアップデートには、2017 年の 5 月半ばから 7 月初めにかけて実施された討論での IFRS 第 17 号に対する投資者の反応に関する情報が含まれていた。

今後のステップ

審議会は IFRS 第 17 号「保険契約」の導入の支援に関する活動を引き続きモニターする。

IFRS 基準の適用及び維持管理

審議会は 2017 年 7 月 18 日に会合し、適用及び維持管理プロジェクトについて議論した。

IFRIC Update（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）の 2017 年 6 月会議に関するアップデートを受けた。この会議の詳細は IFRIC® Update で公表された。

IAS 第 12 号の修正 — 資本に分類される金融商品に係る支払の法人所得税への影響（アジェンダ・ペーパー12A）

審議会は、公開草案「IFRS 基準の年次改善 2015–2017 年サイクル」に示された IAS 第 12 号「法人所得税」の修正案に対するフィードバックについて議論した。当該修正は、IAS 第 12 号の第 52B 項の

関連情報

今後の IASB 会議：

2017 年 8 月は会議なし
2017 年 9 月 18–22 日
2017 年 10 月 23–27 日

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は
[こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議
の要約のオーディオ（ポ
ッドキャスト）は [こちら](#)

要求事項が適用されるのは、配当の法人所得税への影響のすべてであり、IAS 第 12 号の第 52A 項に記述された状況のみではないことを明確化するものである。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 修正案を実質的な変更なしに最終確定する。
- b. 当該修正を、表示する最も古い報告期間の期首以後に認識した配当の法人所得税への影響に適用することを企業に要求する。

12 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は今後の会議で発効日及びデュー・プロセスのステップについて検討する。

IAS 第 23 号の修正 — 完成した適格資産に係る借入コスト（アジェンダ・ペーパー12B）

審議会は、公開草案「IFRS 基準の年次改善 2015–2017 年サイクル」に示された IAS 第 23 号「借入コスト」の修正案に関しての委員会の提案について議論した。当該修正は、適格資産について意図された使用又は販売の準備ができていない場合には、企業が当該適格資産を取得するために行われた借入残高を一般借入の一部として扱うことを明確化するものである。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 修正案を実質的な変更なしに最終確定する。
- b. 企業は適格資産以外の資産を取得するために特別に借り入れた資金も一般借入の一部として含めることを明確化する。

12 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は今後の会議で発効日及びデュー・プロセスのステップについて検討する。

IFRIC 第 14 号の修正 — IFRIC 第 14 号の修正の考え得る影響（アジェンダ・ペーパー12C）

審議会は、IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号 — 確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」の第 12A 項の修正案の考え得る影響（特に、英国での確定給付制度）についての情報を受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は次のことを行う。

- a. 他の法域での当該修正の考え得る影響に関する情報を受け取る。
- b. それらの影響は審議会が当該修正の開発中に予想したものであるかどうかに関する情報を受け取る。
- c. 当該修正に関する発効日及びデュー・プロセスのステップを検討する。

重要性の実務記述書（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は、2017 年 7 月 18 日に会合し、IFRS 実務記述書「重要性の判断の行使」における特約事項に関するガイダンスを確認すべきかどうかを議論した。

整理論点 — 特約事項

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 最終の実務記述書において、特約事項に関する情報の重要性をどのように評価すべきかに関するガイダンス（実務記述書案の第 82 項から第 84 項及び設例 P）を維持する。12 名の審議会メン

パーのうち 6 名がこの決定に賛成し、6 名が反対した。議長が追加的な議決権を行使し、投票結果が 7 対 6 でこの決定に賛成となった。

- b. 最終の実務記述書から、特約事項が他の情報に関する重要性の判断に与える影響に関するガイダンス（実務記述書案の第 85 項から第 86 項及び設例 Q）を削除する。12 名の審議会メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成し、5 名が反対した。
- c. 最終の実務記述書において、特約事項に関する情報は、特約条項への違反の可能性が非常に低い場合には重要性がない旨を記述する。12 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。

今後のステップ

審議会は、最終の実務記述書を 2017 年後半に公表する予定である。

負の補償を伴う期限前償還要素及び金融負債の条件変更（アジェンダ・ペーパー3）

審議会は 2017 年 7 月 19 日に会合し、公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」（IFRS 第 9 号の修正案）（ED）における提案について議論した。

2 つの適格要件（アジェンダ・ペーパー3A）

ED は、負の補償を生じる可能性のある期限前償還要素を伴う特定の金融資産は、2 つの条件が満たされる場合には、償却原価での測定又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格となると提案していた。この会議で、審議会は、ED で提案した 2 つの適格要件を進めるべきかどうかを寄せられたフィードバックに照らして議論した。

金融負債の条件変更（アジェンダ・ペーパー3B）

審議会は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が償却原価で測定される金融負債の条件変更又は交換のうち認識の中止を生じないものの会計処理に関して受け取った質問についてのアップデートを受けた。2017 年 6 月の会議で、委員会は暫定的なアジェンダ決定を最終確定しないことを決定し、審議会に照会した。このセッションで、審議会はこの論点をどのように進めるべきかを議論した。

スタッフ提案の要約（アジェンダ・ペーパー3C）

アジェンダ・ペーパー3C は、アジェンダ・ペーパー3A 及び 3B で議論した論点についてのスタッフ提案を示した。審議会は、IFRS 第 9 号の修正に関して次のことを暫定的に決定した。

- a. 第 1 の適格要件を確認し、結論の根拠におけるその適用についての説明を、若干の明確化を条件として維持する。
- b. 第 2 の適格要件を削除して、企業が修正を適用する条件として期限前償還要素の公正価値を当初認識時に評価することを要求されないようにする。
- c. IFRS 第 9 号の B4.1.12 項における既存の例外を今回の修正と一致させて、B4.1.12 項(b)における適格要件が、契約の早期解約に対する合理的な負の補償に対応するようにする。

12 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

審議会は、結論の根拠において、IFRS 第 9 号の要求事項は企業が金融負債の条件変更及び交換を会計処理するための適切な基礎を提供しており、追加的な基準設定は要しないと審議会が結論を下した旨を強調することも決定した。

12 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

発効日及び経過措置（アジェンダ・ペーパー3D）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 修正の強制発効日を2019年1月1日以後に開始する事業年度に設定する（早期適用を認める）。
- b. IFRS第9号の関連する経過措置を用いて修正の遡及適用を要求する。
- c. 修正を反映するための過去の期間の修正再表示を要求しない。
- d. 企業が修正を最初に適用する際に特定の経過措置を要求する。

12名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

デュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー3E）

審議会は、修正を最終確定するための必要なデュー・プロセスに従ったかどうかを議論し、スタッフに書面投票開始の許可を与えた。

12名の審議会メンバー全員が、修正を再公開なしで最終確定することに同意した。

12名の審議会メンバーの中にIFRS第9号の修正の公表に反対する意向を示した者はいなかった。

11名の審議会メンバーが、デュー・プロセスの要求事項が満たされていることに納得したこと及びIFRS第9号の修正について書面投票プロセスを開始するのに十分な協議及び分析を審議会が行ったことに同意した。1名の審議メンバーが反対した。

今後のステップ

審議会はIFRS第9号の修正を2017年10月までに公表する予定である。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

審議会は2017年7月19日に会合し、「定義された料金規制」の対象となっている活動についての考えられる会計モデルをさらに開発した。審議会は何も決定を求められなかった。

モデルの開発 — 支配とマッチング（アジェンダ・ペーパー9A）

審議会は、規制上の合意における料金調整メカニズムから生じる権利及び義務について議論した。これは2017年の5月と6月の会議でも議論されたものである。そうした権利及び義務は、ある期間における規制料金に企業が別の期間に行う所定の活動に関する金額が含まれている場合に生じる。審議会は、料金調整メカニズムによって創出された権利又は義務は資産又は負債（審議会はこれらの用語を公表予定の改訂「財務報告に関する概念フレームワーク」（公表予定の「概念フレームワーク」）において定義する予定である）となると示唆した分析を検討した。

モデルの開発 — 認識と不確実性（アジェンダ・ペーパー9B）

審議会は、料金調整メカニズムによって創出される権利又は義務を資産及び負債として認識すべきかどうかを決定する際のさまざまな種類の不確実性の役割を検討した。この検討は、審議会が公表予定の「概念フレームワーク」に含める予定の認識規準の文脈の中で行われた。

今後のステップ

審議会はこのモデルの諸側面を次回の会議でさらに議論する予定である。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は 2017 年 7 月 19 日に会合し、資本市場諮問委員会、国際作成者フォーラム、会計基準アドバイザリー・フォーラムからの最近のフィードバックを検討した。審議会はフィードバックに照らして次のことを議論した。

- a. IAS 第 36 号「資産の減損」が要求しているのれんの年次の定量的な減損テストの強制を免除する可能性
- b. のれんに関する財務諸表上の開示の改善の可能性

審議会メンバーは何も決定を求められなかった

今後のステップ

審議会は、次のことが可能かどうかを引き続き議論する。

- a. IAS 第 36 号における減損テストの適用を、財務諸表利用者への情報の喪失なしに簡素化し改善すること
- b. 利用者に提供される情報の質を、便益を上回るコストを課すことなしに改善すること

作業計画——2017 年 7 月 21 日現在の目標時期

今回の会議で行った決定を反映した作業計画が 2017 年 7 月 21 日に IFRS 財団のウェブサイトでも更新された。こちらで閲覧できる。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。